

公園占用許可における徴収漏れについて

建設緑政局緑政部霊園事務所及び幸区、中原区、宮前区、多摩区役所道路公園センターにおいて、令和3年4月から令和6年3月までに占用許可を行い徴収した公園占用料の一部について、本来、加算すべき消費税（占用料の10%）を加算していなかったため、総数79件、計1,156万円の徴収漏れが判明したので御報告いたします。

なお徴収漏れとなった公園占用料については、占用許可申請者に謝罪・説明を行い、全申請者から支払いに応じる意思が確認されております。

1 内容

公園占用許可における占用料については、占用期間が1か月に満たない期間の場合は川崎市都市公園条例第17条第2項の規定に基づき、消費税として、算出した占用料の額に100分の110を加算して算出するものとしております（なお占用期間が1か月以上の場合は消費税としての加算はしません。）。

川崎市都市公園条例第17条同項の規定については、消費税法に基づき、令和2年度中に条例を改正し、令和3年4月から施行したもので、令和3年4月以降、川崎市では、各区役所道路公園センター及び3事業所（霊園事務所、夢見ヶ崎動物公園、生田緑地整備事務所）における公園占用料の処理について、改正条例が適用されておりましたが、令和6年3月に加算処理を怠っていたことが判明したものです。

2 経過

令和2年12月	川崎市都市公園条例を改正
令和3年 1月～3月	建設緑政局みどりの管理課から各区役所道路公園センター及び3事業所に対して、担当者会議等を通して周知を実施
4月	改正条例施行
令和6年 3月 4日	中原区役所道路公園センターから、みどりの管理課あてに公園占用料における消費税の転嫁に関する問い合わせがあったことから、1か月に満たない公園占用料については、算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出する必要があることを伝えるとともに、加算処理の実態の確認を依頼した。その後、1か月未満の占用料の規定を適用していない事例があることが判明したため、各区役所道路公園センター及び3事業所へ同様の事例が無いか照会を行った。各区役所道路公園センター及び3事業所から照会の回答があり、建設緑政局緑政部霊園事務所及び幸、中原、宮前、多摩区役所道路公園センターにおいて、消費税の加算がされていない同様の事例があることが判明
3月14日	

3 未徴収件数と未徴収額

未処理総件数は79件、未徴収総額は11,564,339円で、具体的な内容は次のとおりです。

(1) 建設緑政局緑政部霊園事務所

- 総許可件数 2件 (うち、未徴收件数 2件、未徴収額 計11,875円)
- (2) 幸区役所道路公園センター
 総許可件数 2件 (うち、未徴收件数 1件、未徴収額 計625円)
- (3) 中原区役所道路公園センター
 総許可件数 74件 (うち、未徴收件数 74件、未徴収額 計11,532,089円)
- (4) 宮前区役所道路公園センター
 総許可件数 1件 (うち、未徴收件数 1件、未徴収額 計5,125円)
- (5) 多摩区役所道路公園センター
 総許可件数 1件 (うち、未徴收件数 1件、未徴収額 計14,625円)

内訳 総許可件数 94件 (うち、未徴收件数79件 未徴収金額 11,564,339円)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	件数※	未徴収	未徴収額(円)	件数※	未徴収	未徴収額(円)	件数※	未徴収	未徴収額(円)
夢見	—	—	—	—	—	—	—	—	—
霊園	2	2	¥11,875	—	—	—	1	0	0
生田	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川崎区	2	0	0	3	0	0	2	0	0
幸区	1	1	¥625	1	0	0	—	—	—
中原区	27	27	¥2,880,466	20	20	¥3,911,467	27	27	¥4,740,156
高津区	2	0	0	2	0	0	1	0	0
宮前区	—	—	—	1	1	¥5,125	—	—	—
多摩区	—	—	—	1	1	¥14,625	—	—	—
麻生区	1	0	0	—	—	—	—	—	—
計	35	30	¥2,892,966	28	22	¥3,931,217	31	27	¥4,740,156

※件数 1か月に満たない期間の占用許可件数

4 原因

条例改正を踏まえ、消費税の加算について、建設緑政局みどりの管理課から各区役所道路公園センター及び3事業所へ周知を行ったものの、一部の部署においてその周知が十分に図られず、改正内容を正しく認識していなかったことや業務執行時やチェックの機会において適宜、例規を確認していなかったことが主な原因と考えております。

5 対応

徴収不足となった各占用許可申請者に対し、未徴収があったことについて謝罪するとともに、正しい金額と経緯について丁寧に説明し、未徴収分の追加徴収に係る理解を求めたところです。

なお、全申請者から支払いに応じる意思の確認が取れております。

6 再発防止策

- 占用許可審査時に使用する占用許可申請件数や許可物件を記録・管理するためのシステムを改修し、占用期間が1か月未満の許可の登録を行う際、占用料加算についての注意喚起を行う機能を追加する。
- 各区役所道路公園センター及び3事業所の担当者会議において、本件事務ミスを共有するとともに上記(1)の改修について周知し、職員の作業の正確性の向上を図る。

問合せ先

《本件制度、霊園事務所の事案に関する事》

川崎市建設緑政局緑政部 みどりの管理課 中村

電話 044-200-2393

《幸区役所道路公園センターの事案に関する事》

川崎市幸区役所道路公園センター 管理担当 村石

電話 044-544-5500

《中原区役所道路公園センターの事案に関する事》

川崎市中原区役所道路公園センター 管理担当 福井

電話 044-788-2311

《宮前区役所道路公園センターの事案に関する事》

川崎市宮前区役所道路公園センター 管理担当 加藤

電話 044-877-1661

《多摩区役所道路公園センターの事案に関する事》

川崎市多摩区役所道路公園センター 管理担当 岡本

電話 044-946-0044

(参考)

【川崎市都市公園条例（改正後）】

第17条 都市公園を占有する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占有料を徴収する。

(表省略)

2 前項の占有料を算出する場合において、占有料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占有料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。

(消費税加算の根拠は以下による。)

【消費税法】

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには、消費税を課さない。

別表第二

一 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付け（一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。）

【消費税法施行令】

第八条 法別表第二第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する土地の貸付けに係る期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合とする。

(要約)

1か月未満の土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡及び貸付けについては、消費税が課される。（1か月以上の譲渡及び貸付けについては、消費税が課されない。）